

第一原子力発電所事故災害に 関する緊急要望

内閣総理大臣 菅 直人 殿
総務大臣 片山 善博 殿
厚生労働大臣 細川 律夫 殿
農林水産大臣 鹿野道彦 殿
経済産業大臣 海江田万里 殿
国土交通大臣 大畠章宏 殿
福島県選出国會議員 殿
民主党幹事長 岡田克也 殿

平成23年5月18日

福島県相馬郡飯舘村議會議長 佐藤長平



東京電力福島第一原子力発電所事故災害に係る補償を求める緊急要望書

平成23年3月11日マグニチュード9.0の東日本大震災による大津波によって発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により近隣住民が避難を余儀なくされている。本村においては去る4月22日「計画的避難区域」に指定され1ヶ月以内に避難するよう指示されました。

放射能の流出によって村外への避難を余儀なくされ、本村においては地域住民の健康被害や農畜産物に与える影響により、住民生活に大きな不安を与えております。

よって、放射能汚染による危険回避を早急に図るとともに、農畜産物補償、企業の損失補償、並びに生活費の補償など最大限の補償を早急に行うことと求めるとともに、下記事項について、速やかに実施するよう緊急に次の事項を強く要望します。

記

1. 放射能漏れを早急に収束させること。
2. 避難者の安心と安全を守るため、早急に仮設住宅を建設すること。
3. 全ての村民の所得補償及び農畜産物等の損害賠償の仮払金を早期に支払うこと。
4. 中小企業等の営業補償と働く従業員等の生活に対する救済措置を行うこと。
また、早急な仮払いを行うこと。
5. 放射能汚染地域の地方自治体に対し、全面的な財政措置を講ずること。
6. 放射性物質の除染事業を国家プロジェクトとして取り組むこと。
7. 計画的避難後においても企業並びに家畜等の飼育資材供給のための物流並びに金融等については停滞しない方策を行うこと。
8. 避難後の治安維持の方策を行うこと。